

地域子育て相談機関設置事業概要

1 目的

核家族化・地域のつながりの希薄化が進み、孤立し、負担感を抱える子育て世帯が増加している社会情勢を受け、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）では、地域住民の子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う地域子育て相談機関の設置が市町村の努力義務とされた。本市における地域子育て相談機関として、開設以来地域の常設親子あそびひろばとして親しまれ、各種子育て支援事業を行ってきた、親子あそびひろば「ゆりかご」を指定し、気軽に子育てに関する疑問や悩みを吐露できる場所として整備し、妊産婦及び子どもとその家庭への支援の強化を図る。

2 計画との関連

令和2年3月策定第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画では、利用者支援事業（基本型）の実施について、「（仮称）新福祉会館移設に合わせ子ども家庭支援センターに利用者支援専門員を配置し、子育てに関する情報提供や相談に応じます（P48）」とし、令和5年度を実施目標とした。

令和4年3月中間見直しにおいては、目標年次を令和6年度に変更した。

地域子育て相談機関は、利用者支援事業（基本型）の実施を前提としていることから、親子あそびひろば「ゆりかご」の地域子育て相談機関の指定に際し、利用者支援事業Ⅰ型を実施することとする。

3 業務概要

親子あそびひろば「ゆりかご」において、全ての妊産婦及び子どもとその家庭を対象とし、次の業務を行う。

- (1) 相談支援（利用者支援事業基本型Ⅰ型の実施）
- (2) 子育て世帯に対する情報発信
- (3) 子育て世帯とつながる工夫

(4) 関係機関との連携

4 開始時期（予定）

令和6年9月1日

5 予算額

(1) 歳入

ア 子ども・子育て支援交付金（国） 1,344千円

イ 子ども・子育て支援交付金（都） 336千円

(2) 歳出

ア 親子遊びひろば等運営委託料 806千円